

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時の避難における支援を必要とする高齢者、障害者等（以下「要配慮者」という。）及び災害時における交通の途絶による帰宅等困難者への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 被災市町村から要配慮者の受入れの要請を受けた甲は、この協定に基づき、乙に文書で受入れ要請を行う。

- 2 受入れ要請を受けた乙は、可能な限り要配慮者を受け入れるものとし、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書で伝えるものとする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、緊急の場合には口頭で要請又は伝達することができるものとする。

（受入方法等）

第2条 甲は、乙からの情報に基づき、被災市町村に対し、要配慮者の受入先となる宿泊施設の情報を提供をするものとする。

- 2 乙への利用申込は、被災市町村が行うものとする。

（受入期間）

第3条 要配慮者の宿泊施設への受入期間は、被災市町村と乙が協議の上別途定める。

（宿泊費用）

第4条 要配慮者の宿泊費用については、災害時に甲と乙が協議し、災害救助法の適用範囲内において、甲と乙が別途覚書を締結するものとする。

（帰宅等困難者への支援）

第5条 乙又は宿泊施設は、帰宅等困難者に対し、宿泊施設において自主的に水、トイレ等を提供するものとする。

- 2 前項に要した費用については、当該提供を行った者が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年8月1日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもって行わない限りは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定が更新される。それ以降も同様に更新される。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は実施細目で定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月2日

甲 奈良県奈良市登大路町30番
奈良県
奈良県知事 荒井正吾 (署名)

乙 奈良市登大路町36
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合
理事長 箸尾享嗣 (署名)